

お客さま各位

長崎銀行

「普通預金・貯蓄預金 共通規定」の改定について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、「普通預金・貯蓄預金 共通規定」を改定しますので、お知らせいたします。

記

1. 改定内容

「未利用口座管理手数料」条項の新設

対象となる規定	改定後
普通預金・貯蓄預金共通規定	<p>18. 未利用口座管理手数料</p> <p>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払い戻し等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。</p> <p>(2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。ご案内後、一定期間、所定のご利用がない場合、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。なお、当行がお届けのご住所に郵送出来ないと把握している場合、本書を郵送せず未利用口座管理手数料をお支払いいただくこととします。</p> <p>(3) 当行は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます）、当行は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(5) 当行は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については返還しないものとします。</p>

2. 改定日

2024年4月1日（月）

※ 改定後の「普通預金・貯蓄預金 共通規定」全文は、当行ホームページ各種預金取引規定からご覧いただけます。

<各種預金取引規定> https://www.nagasaki-bank.co.jp/kojin/deposit/kiteishu_01.html

詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以上